

## 統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会（第11回）議事録

1 日 時 平成19年1月26日（金）14時00分から16時10分

2 場 所 総務省統計局 6階特別会議室

3 出席者

構成員：竹内啓座長、大橋豊彦委員、小川直宏委員、土屋隆裕委員、新村保子委員、舟岡史雄委員、梶川融専門委員、松島洋専門委員

総務省：川崎茂統計局長、高橋正樹統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也調査企画課長、清水誠経済統計課長

4 議 題

- (1) 基準・条件について
- (2) 報告書について
- (3) 今後の進め方について
- (4) その他

5 配布資料

- (1) 入札仕様書（案）等
- (2) 業者の満たすべき要件（調査実績）について
- (3) 「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」報告書の構成について（素案）
- (4) 今後の審議スケジュール（案）
- (5) 個人企業に関する経済調査（試験調査）事業者ヒアリング項目案

6 議事録

竹内座長 それでは、第11回の民間開放・市場化テストに関する研究会を開催します。

本日の議題について簡単に説明します。議題の第1は基準・条件についてということですが、これは民間開放に当たっての仕様書や契約書を具体的にどうするかということについての基

準・条件を話す、実際の契約は各都道府県なり市町村でやることになるので、その統一的な基準を示すということについて具体的な形でいろいろな意見をいただきたいと思います。

第2は報告書案で、3月までに報告書をまとめなければなりませんので、報告書というものをどうするかについて、今日はまだその骨組みだけだと思いますが、議論いただきます。

そして最後に、今後の進め方についての議論をいただきます。

竹内座長 それでは、議題の第1は基準・条件についてですが、これにつきまして資料に基づいて事務局からご説明をお願いします。

飯島課長 資料を説明する前に、平成19年の周期調査につきまして現在の取り組み状況を報告いたします。

今年の秋に実施予定の就業構造基本調査と全国物価統計調査につきましては、まだ調整中ですが、市町村での民間開放の実施に向けて、数は限られていますけれども、2月の議会に事務処理特例条例の提出を準備している都道府県もあらわれているという状況です。

国におきましても、こうした地方での取り組みの前提になります政省令の改正の作業を進めておきまして、席上に統計法施行令改正案についてのパブリックコメントを求める際に用いた資料、それから調査規則の関連改正の概要を参考までにお配りしております。

それから、政省令のパブリックコメントにつきましては、いろいろ意見が寄せられていると聞いております。主なものとしては、統計の正確性・信頼性の確保、秘密の保護に関する不安、あるいは地方公共団体における事務負担の軽減の必要性、こういったものが主な意見として見られると聞いております。

こういった意見も踏まえまして、基準・条件の提示などを通じまして統計の正確性・信頼性の確保、秘密の保護が図れるようにしていきたいと思っております。

また、政令の案文の中で秘密の保護の必要性について入念的に規定するという、また今後、周期調査の民間開放を検討していく際にスケジュール面の工夫といったことで地方公共団体の負担を緩和していくような配慮も行うということについて検討を行っている状況です。

具体的な実施の市町村、それからそれらの市町村において就調と全物のいずれの調査の民間開放が行われるかということにつきましては、なおまだ都道府県内での調整が進められているという状況です。いずれにしても該当する市町村において円滑に入札を行うことができるように参考となるような情報を整理して提供していく必要があると思っております。

そういうことで、民間開放に求められる基準・条件としまして、入札参加資格のあり方とか業務に求められる質といったものについてご議論いただいていたところですが、そうい

った議論を踏まえ、就調をモデルといたしまして、仮にある市が入札を行う場合を想定して入札に当たって参考にできるような仕様書等のモデル例を資料1として作成しております。

本日議論いただいた結果を踏まえた上で、これらの資料につきまして実際に実施を予定している地方に提示し、地方における実情を踏まえて実務的な準備を進めていくというように考えております。

資料1の説明ですけれども、資料1は最初に1枚紙がありまして、その後に資料が3つあります。これら全体を資料1とご覧いただければと思います。

まず、最初のところに書いてありますけれども、これまでこの研究会でもご議論いただいた基準・条件について、実際に地方に提示する際の形式を前提に今回3つのつづりに整理したというものです。これは検討のたたき台ということで、具体的に民間開放を考えている地方の実情を踏まえてこれを適用していくことを想定しておりますし、また地方には広くこれも見ていただき全般的な意見などがあれば、そういうのを踏まえて必要な修正もしていくことを考えております。

まず、入札説明書のモデル例をご覧いただきたいと思います。

まず、2ページのところに「競争参加者に必要な資格」というのがあります。(1)から(4)は一般的なもので、(5)のところに1つ、「過去2年以内に、統計的なサンプリングに基づく、訪問留置調査又は面接調査と認められるものを実施した経験を有する」と、これをつけております。

また(6)はこの後ご覧いただきますが、「落札者の決定方法」のところにあります必須項目をすべて満たす、これを参加に必要な資格ということで挙げております。

それから3ページですが、業者がつくる書類等で、7の(3)で実績証明ということで から まで項目を挙げております。

また、(4)企画書で、入札者は企画書を作成しなければならない。その企画書の中で先ほどの3の(6)必須項目の条件ですが、これがあることを証明すると、そのような形になっております。

それから8番の入札方法ですが、(2)にあります。落札の決定は総合評価落札方式をもって行くと。金額を記載した入札書と企画書等提出してもらいまして、12番の決定方法に基づいて決定する形になります。

そして12番に落札者の決定方法ということで整理しておりますけれども、総合評価落札方式で決定するというので、これは入札者が提出した企画書に記載した内容を審査する形になり

ますが、その際に学識経験を有する者2名以上の意見を聞くというようなことを想定しております。

注書きのところに書いてありますが、総合評価方式を採り得ない場合は、例えば加点項目を一部必須項目に入れた形で必須項目の審査を厳格に行った上で一般競争入札を行うということが考えられると。具体的には、まず(1)として必須項目ですが、これはすべてを満たすということが条件になり、1つでも満たさない場合は失格になる。具体的にはア、イ、ウと3つ挙げております。

アとしては、調査スタッフの配置。これは統計法上の統計調査員と区別するためにここでは調査スタッフと呼ぶことにしております。その適格要件というところで4つ挙げておりますが、それを満たす調査スタッフを調査地域に十分カバーできるように配置できること、これが1つ目の条件です。

2つ目としては業務実施体制ということで、その下が5つありますが、1)として責任体制。業務を総括する責任者を設置する。そういう責任者は同様の調査において指導的な立場での職務経験がある者。2)として指示・連絡の体制がきちんと整っている。3)として教育、指導の体制。4)として個人情報の管理・保護。5)として安全管理、こういった体制が整っているということです。

ウとしては、事業者の状況とありますが、例えば訪問販売業等、調査対象に不安を抱かせる事業を行っていないということも一つの条件として入れております。

(2)として加点項目ですが、4つ挙げておりまして、調査スタッフの配置、業務実施体制、それから入札者及び責任者等の調査の実績。エとしてその他。我々が想定していないことも含まれると思いますが、何か創造性・新規性のある効率的・効果的な実施方法が提案されているか、これを4つ目の加点項目としております。

(3)にありますような計算の仕方で、入札価格とそれから評価点の合計で評価をするという形を考えております。

以上がこの入札説明書のモデル例で、後ろの方に契約書等のひな型をつけております。

次に、仕様書モデル例です。

1ページから具体的に就業構造基本調査を想定した形で業務の内容を書いております。

2ページの「(4)調査の方法」では、民間の調査機関に委託をして調査スタッフが調査地域内にある調査対象抽出単位を実地に確認した上で調査票を配布し収集をすると、そういう形で行うと。

それから「4 受託者が行う業務」。これも具体的にいろいろ記述しております。調査の準備過程で行うもの、それから3ページには調査区の確認の仕事。4ページには調査票の配布、記入依頼から調査票の収集といったものがあります。また、その後の調査スタッフ記入欄への記入、その他調査書類の作成、5ページに調査書類等の提出、世帯からの照会対応、その他とあります。

こういった業務が考えられますが、5ページの「6業務の実施に当たり確保されるべき質」。ここでも議論いただきましたが、3つにまとめております。

「(1)未記入等の防止」。受託者から提出された調査票について、未記入等の項目を発見した場合には市の方がまた受託者に対し訂正を行うなどの改善を求める。

「(2)有効調査票」、という概念をここで入れております。最終的に市に提出された調査票のうち、未記入等の状況があらかじめ定められた一定の水準を満たすもの、これを有効調査票と考える。何を一定の水準とするかというのはいろいろ難しいと思いますが、また調査によっても違うと思いますけれども、その注書きのところには例えばということで必須の項目として指定するものはすべて含めた上で9割以上の項目について未記入等がないものと、そういうような規定が考えられるのではないかとということで入れております。

それから「(3)有効調査票回収率の目標等」ということで、まず目標としては100%、これを目標として、受託者の有効調査票の回収率の実績が95%を下回った場合は下回る分の5%につき一定の額を減じた額、これを契約金額としていくというようなことで、95%が仮置きですけれども、それを下回った場合、これも5%刻みという仮置きを数字を入れておりますが、ディスインセンティブを与えるというようなことをここに書いております。

それから6ページ、契約により受託者が講ずべき措置等ということで、まず「(1)秘密の保護」はそこに書いてあるとおりで、調査スタッフを含む役職員に対しても管理規定等の周知徹底を図るということで、業務上知り得た事項について調査終了後も決して第三者に漏らさないことを内容とする誓約書を例えば徴収する、そういうようなものが考えられるかと思えます。

「(2)調査関係書類の適正管理」ということで、電子データについては調査終了後、論理的消去及び物理的消去等により完全な消去を行うということも入れております。

それから、調査関係書類の適切な取り扱いを行うということ。

7ページにも幾つか挙げております。

最後の8ページですけれども、留意点として3つ入れております。

1つは、受託者は、この業務で知り得たことを他に漏らしたり、さらにこの業務以外の目的

に使用してはいけません。

2つ目は、受託者は、この業務完了後は、得られたデータを保持、蓄積してはならない、速やかに消去をする。

それから3つ目は、使用したかどうかにかかわらず、受領した調査書類・用品はすべて提出する。未使用のものも必ず返すということが必要かと思えます。

ここに書かれているようなことはもう少し整理した上で、7番の契約事項の方にも反映していくようなことが必要かと思えます。

それから最後のところとして統計法令の遵守、事後評価ということでは市だけではなくて総務省統計局においても必要があれば調査客体、調査スタッフに対するアンケート、ヒアリングその他で調査を行うことができるようなことも盛り込んでおります。

仕様書については以上です。最後、契約書につきましては、今の仕様書の7番に書かれたことも含めた形で契約書の形に落とし込んだと。一般的な契約に必要な条項を入れたということで、これの説明は省略させていただきます。

今のものが資料1で、続きまして資料2もあわせてご覧いただきたいと思えます。

これは先ほどの説明の中でも触れたものですが、特に論点になるかということで、業者の満たすべき要件について抜き書きをしまして幾つか論点になりそうなものを箇条書きとして挙げているというものです。

これもあわせてご覧いただいて、ご意見があればよろしくお願いたします。

以上です。

竹内座長 どうもありがとうございました。

それではいろいろご議論いただきたいのですが、まず、入札説明書の方から何かありますか。

舟岡委員 5ページの調査スタッフの配置の適格要件で、「その他統計調査に従事する上で不適格と思われる職業又は経歴を有していない者であること」とありますが、これは就業構造基本調査という件名が記されていたら、ある程度どういう職業、経歴なのかということについて想定しておかなくていいのでしょうか。必ず問い合わせが出ると思えますね。そのときに市ごとに別々に解釈するということでは問題になると思えます。

それから同様に、(2)のAの調査スタッフの配置ということで、実務経験豊富な調査スタッフというのは、具体的に調査を実施する実施者としての実務経験が豊富ということですね。

飯島課長 そうです。

竹内座長 統計調査に従事する不適格と思われる職業または経歴というのは、具体的にどう

いうことを想定しているわけですか。

事務局 事務局から補足いたします。

例えば典型的には暴力団の関係者とかそういったものも含めて不適格と思われるものについてここで読もうということで、先生方の今までの議論でこういった資格のさらに細かい基準を市が使えるようにさらに基準をつくるべきという意見を伺っていますので、そういったものも今後、さらに実務的に作業を進めるように考えております。

舟岡委員 例えば、就調において人材派遣会社の系列の調査会社だったら、やはり委託するのは問題だろうとすぐ思い当たるのですが、そういう具体の事例を列挙しておいて、問い合わせに対してそれぞれ違った回答とならないような取り決めは必要かなと思います。

竹内座長 つまり一般にすべての場合、統計調査に従事するのに不適当な者というのがあって、それからまた特別の調査についてその調査には特に問題となる者というのもあり得るわけですね。その辺は両方あるということの上で、例示的に、少なくとも問い合わせに対して答えるような案はつくっておいてやらないと、ばらばらにやられては困りますよね。

舟岡委員 先ほどの実務経験が豊富なところと関係しているのですが、1ページの3の競争参加者に必要な資格に関する事項の(5)の「統計的なサンプリングに基づく、訪問留置調査または面接調査と認められるものを実施した経験を有する者であること」の調査というのは何であっても良いのですか、それとも統計調査に限るのですか。

竹内座長 統計的なサンプルに基づくというのは、つまりサンプルが統計的だけではなくて、内容も統計調査だということを含むつもりなのですか、これはどうなのでしょう。

飯島課長 今の質問は、統計調査か、あるいは意識調査的なものかということですか。

舟岡委員 そうです。マーケティングとか市場調査とかいろいろあります、

飯島課長 調査の中身までは余りここでは限定しないことを考えておりまして、サンプルといたしますか、調査対象の選び方に重視した形で考えていたのですが、逆にその辺、もし限定した方がいいということでしょうか。

舟岡委員 有効回答についてある一定の回答率を求めることとも絡むと思います。意識調査しか経験していない業者に計数調査について疑義照会を行いながら、完全回答を求めるのは、能力的にかなり難しい面があるだろうと思います。

ちなみに、面接調査に熟知している、多分第一人者と思われる民間調査会社の人から伺ったところ、面接調査において民間が使う調査者で本当に安心して使える人は全国に30人から40人ぐらいだろうということを確認を持っておっしゃっていました。もちろん、その人の見方です

が、もう何十年も関わってこられた方ですので、それなりに重い意見だと思えます。

竹内座長 議論をまずはっきりさせたいのは、この場合の者というのは、対象となる企業と  
いうか業者ですね、個人のことではないわけですね。

飯島課長 ここは事業者です。

竹内座長 後ろの方のスタッフがどのというのは、個人のいわゆる調査員のことですね。

飯島課長 そうです。

竹内座長 今の場合は、その会社としてこういう経験があると。経験したというのは、それ  
を比較して実際に全体としてやったことがあるということですね。その場合に、その経験とい  
うのはどこでどのように限定したらいいのでしょうかということですね。私の知る限りでは、将  
来ずっとこういうことを民間開放がずっと進めばいいけれども、現在の段階で統計的なサンプ  
ルに基づく統計的な調査をということを厳密に見るならば、ほとんど経験のあるところはない  
のではないかと思います。

舟岡委員 承認統計で実施しているところがありますね。

竹内座長 でも、そのくらいしかないでしょう。それは有資格者が少な過ぎませんか。やは  
りマーケティング調査とか、世論調査でもいいけれども、全くでたらめな調査は困るけれども、  
統計的にきちんと計画に基づいてやった調査をやるということは、一応有資格者としては入れ  
ておかないと少な過ぎるのではないかと思いますね。

大橋委員 先生の今の話に関連して言えば、まさに参加する人が非常に少ないのではないか  
という懸念がありますから、過去2年というのが何か特別な根拠があるなら別ですが、もう少  
し、例えば過去5年以内とかというように広げておいて参加の道というかドアを開いておいた  
方がいいのではないかなというような感じがしますが、過去2年というのは何か根拠があるの  
ですか。

飯島課長 明確な根拠というものはないと思いますが、ある程度こういう調査を継続的に実  
施していないと、例えば3年前に実施してスタッフが変わっていると経験があるとはいいいなが  
ら、実態上は実績はないということもあり得ると思いますので、それで2年程度ととりあえず  
入れております。

事務局 事務局から補足いたします。

その部分は資料2にあります。論点の2つ目、ここでは過去の範囲について調査環境が悪  
化したと言われる状況を踏まえて、個人情報保護法全面施行の平成17年4月から後の実施経験  
がとりあえずあることが必要ではないかということを書いております。また議論はあろうかと



と思いますが、事務的にはそういうことでつくっております。

竹内座長 大橋さんのおっしゃるのもわかりますけれども、逆に言うと、実質的に同じ企業であれば5年でもいいかもしれないけれども、余り長くなると実は中身が変わってしまって、昔やったけれども、もうそのことを知っている人はだれもいないというような状況になってしまうと困るということが、多分割合これを短くした理由の中にあるのだと思います。それは本当にどうしたらいいか、私もすぐにはわかりかねます。

大橋委員 私の記憶違いでなければ、土建業の経営審査、経審と言っていますけれども、そのときに業者から出させる資料は過去5年間の実績というのが、経審における判断材料だったと思います。求める過去の実績の範囲だったと思うので、もちろん統計調査と土建事業の請負と違くと、同一に論じることはできないですが、過去2年となると非常に厳しいのではないかという感じがします。

竹内座長 後の方で議論することになると思いますけれども、逆に言うと、過去2年以内にと、過去2年以内だけ書けばいいことになって、むしろ割合前からの実績もずっとあるものは書いておいてもらった方がいいという面もあるような気がしますね。

後のことになると思うのですが、入札資格のところ、やはり必須条件だけ決めてそれに参加した者については落札金額だけで決めるというのは非常に危険だと思いますので、やはり加点項目をかなり考えて、その総合評価でいくということは必要だと思うのです。そうすると過去の経験というのかなり加点項目に入るので、そういう意味ではむしろ実施した経験は長目にとっておいた方がいいような気もしますね。余り長くてもしょうがないでしょうが。

その場合、だから過去2年以内にしたことは必須条件であって、かつ経験としては過去5年分ぐらいを書いてもらうというようなことにしてもいいと思いますけれども。

何かそれからほかにご意見はないですか。

大橋さん、何かありませんか。

大橋委員 別の話でよろしいですか。入札説明書についてです。

4ページの下注。これ自体はいいと思うのですが、私の理解していた一般競争入札というのが、つまり総合評価競争入札もある意味では広い意味の一般競争入札の一つのタイプだろうと理解していたのですが、もしこの注を書くのであれば、最後に一般競争入札を行うことが考えられるのではなくて、厳格に行い、価格による入札を行うことができるという表現に変えた方がより正確なのではないかと思えます。

竹内座長 そうですね。一般競争入札という言葉が厳密にどういう意味かよくわからないで

すね。

大橋委員 少なくとも総合評価競争入札も広い意味では一般競争入札の一つのタイプだろうと思います。

竹内座長 つまり、一般競争入札の反対の概念といえば、むしろ指名入札みたいなことの方ですね。

大橋委員 むしろ指名や随契だとか、そういうものを指すのが一般的な議論ではないかなと思います。ですから、こういう書き方だと誤解を招く可能性があります。

飯島課長 ご指摘の表現の方が誤解がないと思いますので、修正したいと思います。

竹内座長 つまりもう少し言えば、この範囲においては原則としては指名競争入札みたいなことは考えていないということでしょう。

土屋委員 5ページの調査スタッフの配置ですけれども、具体的に企画書にどのようにこれを書くのかということ考えたときに、就業構造基本調査など調査員が多い市ですと395人のところがあります。395人、400人ぐらいの調査スタッフ一人一人について、この人はこういう経歴です、みんな信頼がおけますというのを一人一人について書いたものを提出してもらった感じのイメージなのではないでしょうか、それともうちの調査スタッフは一まとめにしてみんな大丈夫ですと、この一つで済んでしまうようなそういうものなのではないでしょうか。

竹内座長 それはどうなんでしょうか。

事務局 この段階では調査地域が、例えば調査区の細かくこの地域とか特定しているわけではなくて、数だけ、何とか市が幾つの調査区が割り当てられるという情報をもって、この段階ではそれが提示できる情報ではないかと考えております。

飯島課長 具体的な地域がわからないと、恐らく個人まで全部特定は難しいのかなという気がしていますので、何らかの形でその事業者が集められるスタッフのどのような特性、どのような人が、どういう経験を持ったスタッフが集められるというのを書いてもらうような形にならざるを得ないかなという気がしています。

土屋委員 例えば調査の経験が5年ぐらいの人が10人いますとか、そういうような感じのものを出してもらうというイメージなのではないでしょうか。

飯島課長 そのあたりはどこまで細かくあらかじめ企画の中身の様式を定めるかということにもよると思いますけれども、入札評価する側が判断できるような情報を整理して出させていただくしかないと思います。今先生がおっしゃったようなのが例えば必要な情報になるかと思います。

竹内座長 つまり、まだ落札する前は本当にどの調査員を実際に使うかということは多分決められないと思いますね。もしそれがだめならほかの、また次の調査に回すことが考えられますけれども。だからこういう適格要件を満たす人を十分集められますということ、あるいはもう既にいますということは何か保障するような記述が必要だということですかね。

こういう条件を満たす、つまりこの項目については2つの考え方。1つの考え方は、初めから全部名簿を出してきて一人一人について、そんなことできないと思うけれども、一人一人についてきちんと審査してこれでよろしいと。それからもう一つ逆の点は、こういう条件を満たす人を集められますか、はい集められます、で終わってしまうということですね。そのどちらも困る。後者はそれだけは困るので、といって前者は無理だと思うので、やはりこういう適格要件を満たす人がきちんと集められるようなそういう計画はきちんと書いてもらうということが必要でしょうかね。その辺の書き方は、よく考えないといけないですね。

舟岡委員 関連してよろしいですか。

上のアの必須項目としての調査スタッフの配置ですが、ここでスタッフの適格要件として、「統計に関する理解があり、誠実に責任をもって調査事務を完遂できる者であること」と記されていますから、これで良いのでしょうか、そういう責任を持って調査事務を完遂できる者であることというのは、加点項目の調査スタッフの選考方法、選考基準が適切かということと、密接に絡んでいるものでそちらのシステムがきちんと整っていることが必須なのではないでしょうか。

なぜそう言うかといいますと、メイキング等の不正を行った調査員が、調査業界から追放されるかという決してそうではないようでして、また別の調査会社で雇われていることがあって、排除するような仕組みができていません。そこが調査会社にとっても実は非常に悩ましいところで、厳しく選考するとなかなか人集めも大変です。本当は何か対応しなければいけないという内情をお伺いしたことがありますので、過去に不正を行った調査員が含まれることを、何らかの形でチェックできるような仕組みは、備えるべき要件として必須なものではないかと思えます。

竹内座長 それは具体的に、どのように排除するかということを契約書の中で書いてほしいということですか。

舟岡委員 業界の人にお伺いするといいんでしょうね。

竹内座長 でも、それは難しいと思います。こういう契約書の中に書くのは、それは例えば金融機関において、使い込みをやる人を排除するというようなことを初めから書くわけにいか

ないですね。それは、使い込みを排除するシステムはどこ企業にもあるのですけれども。

舟岡委員 選考方法、選考基準、これが適切かというのは、適切な選考方法、選考基準に従っているというのは必須ではないでしょうか。加点というのは何かおかしい気がします。

竹内座長 必須か加点かどっちでもいいのですが、つまり程度の問題があるわけです。程度の問題があるものはやはり加点項目にしておいた方がいいと思います。というのは、もし程度の問題があるものは必須項目にすると、やはりそれほど高く設定できないわけですね。低くせざるを得ないわけですね。しかも加点を必須項目にしてしまったら、後で加点項目が加えられないですからね。そうすると、ぎりぎりの程度の低い者だけが入ってしまう可能性があるので、むしろそういうのは加点項目にしておいて、きちんとした調査スタッフがいるかどうかということとは加点項目で考え、判定した方がいいと思います。

梶川専門委員 この項目は必須項目ですね。適格要件を包括的に定めるとというのは、少し無理があるように思います。むしろ非適格要件を限定的に定めるという方がわかりやすいのではないかという気がするのですが。

例えば秘密の保護に関して信頼のおける者という適格性をどのように解釈すればいいかということ、これはむしろ逆にこういう人は絶対にだめだということを必須にさせないと、1人でもスタッフにどうもあいつ怪しいなというのがいると失格だと言われたときに、言われた方が納得できるか。

それから先ほどおっしゃられた関連業界みたいな話まで入るとすれば、これは暴力団とか何か限定的に言わないで、さらに先ほどおっしゃられた加点要件に近いような裁量権のあるものを必須要件に入れますと、業界がどの程度まで関連していた場合、要するに秘密漏えいの可能性を外観的に想像させるというようなものまで入れると、非常に適格要件としての判断が難しくなるのではないかということで、必須要件にする以上は非適格要件を極めて限定的に、幾つあってもいいのですが、判断の裁量が働かない程度まで上げるという方がよりクリアになるような気がします。

竹内座長 おっしゃることはよくわかります。あとは加点項目の方に入れるということですね。

小川委員 今の加点項目のところ、エのその他というところで、創造性とか新規性を強調しなさいということがありますが、割とこういった民間でスタンダライズにされた形で調査しようとした場合に、何かインセンティブ的なことをつけた場合に違いが出てきてしまう。地域によって違いが出るのではないかなという可能性が危惧されます。余り新規性とか創造性と

いうのをどうのように評価していいか、少し私は理解に苦しむのですが。こういうようにしてやってくださいということで、余り飛び出さないようなスタンダライズした形で調査するのが一番いいのではないかと思います。

竹内座長 現実には、調査については非常に細かく規定されているので、逆に言えばそんなに新規性を出す余地は少ないわけですね。

小川委員 だったら、これは要らないのではないですか。

竹内座長 それにもかかわらず、仕事のやり方で何かうまいやり方があればという程度で書いてあるのだと思います。ですから、20点というけれども無理でしょう、みんな10点ぐらいではないかなという気がします。

何かご意見ございますか。

とにかくその中で、例えば4ページに、さっきも議論になったことですが、加点項目を一部必須とした上で必須項目の審査を厳格に行い、一般競争入札という言葉は適当でないという大橋先生ご指摘のとおり。その場合、価格だけの入札をしてもよいとすることかということですが、私はそうしない方がいいと思います。というのは、そうすると必須項目というのはある程度緩くしないと、パスするのは一つもなくなる可能性がありますし、さてそれでパスしたらあとは一番価格が安いところが落とすととなると、これは今までの実例によってかなり危険なので、これは取ってしまった方がいいのではないですか。やはり原則として加点主義によると、総合評価競争入札によるということにしておいた方がいいと思いますが。

大橋委員 注は要らないと思いますね。

竹内座長 地方公共団体によっては、できないというところがあるのですか。それができないというような地方公共団体だったら必須項目の審査も相当甘くなる危険性がありますから、それは非常に危ないと思います。

これはやはり事務局としては入れておかないと、具合が悪いですか。

事務局 実際に地方公共団体によって恐らく契約額等に応じて、総合評価できる場合、できない場合といったものがあるのではないかとことを想定して、とりあえずそういうことを委員の皆様方にも共有していただくという意味を込めて、注をつけているものです。

竹内座長 ただ、総合評価を取り入れられないというのはどういうことですか。

大橋委員 私の理解では多分総合評価というのは価格だけによる入札に比べると技術的になかなか難しいと思います。そういうことと、地方公共団体の多くはまさに価格だけによる入札に非常に習熟し、慣れていますので、それに対して新たに総合評価方式を実施するというのに

は抵抗感がある地方公共団体もあるのだらうと思います。そういうことをおもんばかって注を書いたのだらうと思いますが、やはりこれからの入札のあり方としては総合評価方式というのがあるべき方向だと思いますので、それはやってもらった方がいいと思いますね。だから、注を書いて逃げ道を与えておかない方がいいと思います。

竹内座長 少なくとも形式的には総合評価ということを取り入れるということにしておかないといけませんね。似たような企業があって本当に詳しく厳密に総合評価採点をすればどうなるかわからないというようなときに、価格を一番安いのにしてしまったということならまだそれでいいのですが、必須項目だけを辛うじてパスするところが安い値段をつけていると、そこに落とさなければならないということになってしまうのは非常に困ります。ですから総合評価競争入札は原則だということにした方がいいのではないですか。それは特に統計の場合ほかのものと違って仕事の質が非常に大事で、その質がしかも外見だけではわからないところがありますから、そういう意味ではどうしても総合評価入札によるべきだと思います。統計で談合するような人はいないでしょうけれども、もうかる話ではないから大丈夫だと思いますが、逆に言えば仕事をごまかしていかげんにやるという危険性の方が多分にあるので、それを防ぐためにも総合評価競争入札というのを取り入れることをやはり原則にさせていただいていいと思います。

どうですか、この点皆さんご賛成いただければ、この注は取っていただきたいと思いますが、よろしいですか。

新村委員 そのときに例外というのを認めるといふか、うちはそういうのをやっていないと先ほどおっしゃったようなことが出てきたときに、ここでは原則として書いてあるという理解でいいわけですか。

竹内座長 それは原則として、絶対的に例外が認められないかどうかは事情によりますけれども、例えば前回の額が数十万のオーダーだとかというようなことがあった場合はあり得ると思います。

新村委員 1つ、さっき梶川先生がおっしゃったことと関連するのですが、必須項目のところに証明のしようのないような要件が書いてあることについて、こういうことを担保してほしいと思うのですが、それでは何をもちてそれが担保されたとみなすのかというのが、こちらが何か指示できるのかというできないのではないかと思います。

例えば調査スタッフの適格要件です。年齢は後で名簿を提出させればわかるわけですね。それ以外の非常に定性的な部分については必須要件とすること、ある程度書くことはこういうこ

とにしてくださいと言うのはいいのですが、必須とするとスレッシュホールドみたいのを決めなくてはいけないのかなと思うと、それを明確にすることが果たしてできるのだろうかという、できないものが多いですね。例えば秘密の保護に対して信頼できるというのは一体何をもって担保するのだと。だから、私は余りここのところを必須要件という、契約がうまくできるのかと非常に気になっております。

竹内座長 私はここのところの表現はこのように理解しました。つまり、この表現、この文書のとおりかどうかわからないですが、以下の適格要件を満たすような調査スタッフを十分に配置する能力があることというのは、そうする計画があることが能力があることというような2段構えにして、そして適格要件はそういう人たちをとにかく集めるんだという、既に集めてそこにありますというのではなくて、ということにせざるを得ないと思います、意味としては。

新村委員 それも何をもってそういう事業者であるかというのをどのように判断するのかというのは極めて難しいと思います。

竹内座長 余り漠とした基準は入れない方がいいとおっしゃるのは、そのとおりだと思います。

松島専門委員 今座長がおっしゃったように、これは必須項目と加点項目に大きく分けてありますので、その適格要件ということだけが括弧で書いて目に飛び込んでくるので、その問題性が浮かび上がるのですが、要はきちんとした十分な人数の調査スタッフを集めるというのが趣旨だと思いますね。だからそこで適格要件というのは抽象的にならざるを得ないので、この適格要件をそれぞれのスタッフについて検討するということは想定していません。それは無理ですし、そんなことを300人のデータを全部とるなんていうことはチェックできないので。ただ、そういう誤解を生むのであれば、先ほど言われたように欠格要件のない者とか、何かもう少し一般の事業者にわかりやすいようにした方がいいのかもしれません。

というのは、プラスの定性的なことだともう余り何も言っていないのに等しいので、もしかして落とした方がいいというものがあれば明示してあげた方が指導する上ではいいのかなという気はしますね。もしそういうことが可能であれば、暴力団とかそういうのに属していないとか、過去にこういうことをしていないとか、何かありますよね、統計法に違反していないとか。何か書けるものがあれば、具体的な方がいいかと思います。

竹内座長 書いてしまうとどうなるかわからないですけども、例えば刑事関係のこの場合にどうなるかという問題がありますよね。どこまで書いていいのですか。もちろん執行猶予期間中のものなんかは排除していいですよ。

新村委員 前科です。

竹内座長 いわゆる前科。

大橋委員 暴力団対策法というのができているでしょう。警察から指定されている団体に属している者はだめですよというような書き方をしているものありますよね。

松島専門委員 何かあるのではないですかね、いろいろな書き方があると思います。

大橋委員 サンプルがあると思いますよ。

竹内座長 暴力団はいいと思います。あと要するに、ただ少年法関係で少年犯罪に過去に関わったことがある人間が今はその後、監察期間を切れていたら。

松島専門委員 風俗営業の許可なんかのところにいろいろな書き方があると思いますけれども、暴力団何とか指定する何とかの構成員でない者だとか、過去にこういう犯罪で摘発されていない者だとか多分あると思います。あれも許可を出すときに相当チェックして出しますので、ただその証明手段がないから、後でそういうことがわかったときに取り消すということなので、多分そんなの求められないと思います。そういうものを出さないことになってしまいますよね。だから後日何か不祥事が起きたときに、そういうことで問題にできるような項目になると思います。そんなことをそろえさせることが、そもそも業者としてもできないと思いますよ。入社に当たってそういうものを出させることも。

竹内座長 逆に人権侵害になりますからね。

松島専門委員 そういうことになりますので。

新村委員 ただ、欠格要件、必須要件のところはそういうようにした方がすっきりはすると思うのですが、これをつくられた原案作成者の意を尊宅すると、やはりこういう人を集められる会社になるべくやってくださいよという思い入れがすごくここで読めるわけですね。それをどこに入れたらいいのかが、ここに入れるべきではないような気がしたのです。

竹内座長 加点項目のところでは調査スタッフの質と量ということにして、それを40点ぐらいにして、加点項目の中でウェイトを高くしたらいいと思います。

新村委員 ただ、実際にはまだ名簿はないわけですよ、応札するときは。

竹内座長 だから調査スタッフの確保方法、選考方法あるいは判定基準がきちんとできているかというようなことも書いてありますから。

新村委員 経験者をどうするか。

竹内座長 だから加点項目のアのところの調査スタッフの配置だけではなくて、調査スタッフの採用及び配置というところで40点ぐらいにして、そこでどうやって調査スタッフをそろえ



るか、質をどうやってチェックするかというようなことについてもう少しここを詳しく書いて  
いただいて。

新村委員 例えば選考基準として何を設けるかというようなことまで書かせるわけですか。  
その方がいいかもしれませんね。

松島専門委員 それはいいと思いますね。多分これを適格要件みたいな形で要件として出し  
てしまうと、皆さんに誤解を呼ぶので、一番の趣旨は十分なスタッフがいるということが第一  
だとすれば、むしろ抽象的になるかもしれませんけれども、このようなスタッフがいることみ  
たいな形で、十分にることということにしてしまっているのかもしれない。今私が言った  
ような欠格条件も今急につくり出すのも大変かなと思いますので、もうこのぐらいの抽象的な  
ことしか書けないならば本文の方に入れ込んでしまって、統計に関する理解があり、誠実に責  
任を持って何とかできるようなスタッフを十分に集められることということにすれば、座長が  
言われたように人数的な、量的な確保のことで、あとは加点項目で処理をするというのもいい  
のかもしれないね。

竹内座長 加点項目の中で調査スタッフの配置が20点というのは少な過ぎるので、40点ぐら  
いにした方がいいと思いますよ。やはり調査員の質、量を確保することは相当大事だったので  
すから。

舟岡委員 そうですね、新規性と同じというのは変ですね。

新村委員 そうすると、必須項目に挙げられる調査スタッフに関することは、精神規定みた  
いなもので、その会社がある程度できますと言ったならば、それで一応いいとするというこ  
とですね。

舟岡委員 これは人数ですよ。

新村委員 ただ、人数をそろえる前ですからね。

舟岡委員 そうですか。暴力団とか、こういう職業を持っている人については適切ではない  
という例示は、入っていても良いということになりますよね。

竹内座長 だから調査スタッフの配置のところで、調査スタッフの配置の中で以下のような  
適格要件を満たす調査スタッフをきちんとそろえられることというようにアの方に入れてもい  
いと思います。つまり排除する能力があるかどうかというように入れてもいいと思います。

なぜなら、必須項目でやると証明していることを入札の段階からやるのは無理だと思います。  
だから加点項目の中で適格条件を満たす、あるいは不適格なものを排除する方法があるかとい  
うことでもいいと思います。

舟岡委員 そうではなくて、必須項目について、実は入札の段階で表示したものに実は誤りがあったとか、何らかの作為があったときには入札行為は取り消しになるわけでしょう、必須ですから。

竹内座長 けど逆に言えば、入札のときに一人一人について適格しているということの保証しようがない。

舟岡委員 事後的に適格ではない人が含まれていることが判明しても取り消せないんですね、加点ですから。

竹内座長 1人や2人入ったからって、取り消すわけにはいかないと思います。

舟岡委員 それだと、秘密漏えい等についてはどう対処するのですか。

竹内座長 そこが、例えばその人が適格者でなくたって、悪いことを本当にするかどうかわからないでしょう。悪いことをしないとときには、例えば途中で判明したから、業者はその人の契約だけを解除するというをしたとしても、だからといって全体の取り消しにはならないと思います。

舟岡委員 1人、2人ぐらいならいいという話は、私は納得できません。

松島専門委員 そういう趣旨ではなく、現にそういう行為が出たならば取り消すようになるでしょう。ただ、座長がおっしゃるのは、過去にそういう経験がある者とかそういうことがあって、当該業務では何も問題を起こしていない場合であって、それを取り消すのは行き過ぎだと。

竹内座長 つまりそういう者をなるべく排除するようにすることはいいけれども、ではそれがそういう者が1人でも入ったら契約違反だということになるかということ、やはりそれは無理ではないかという気がするのです。

松島専門委員 1人でもというのは今、過去の話ですよ。申し込んでいる時点でのチェックですから、当該統計調査業務において不法な行為とか違法な行為がされたら、その業者は排除しないといけないということはもう一致して同じです。

竹内座長 例えば暴力団に過去に関係した人がいて、本当は暴力団に関係する人は入れてはいけないということがどこかに書いてあったとしても、だからといってその人がたまたま入ってしまったって、まじめに仕事をしたけれども、後でわかったと。そのときに契約違反だということに、しなくてもいいと思います。

新村委員 でも、それは契約違反になりそうな気がしますね。もし欠格要件にそれが入っていれば。

竹内座長 必須条件に欠格要件を入れればですけども。

舟岡委員 私も欠格要件は入れた方がいいと思いますよ。

竹内座長 必須条件として。

舟岡委員 ええ。

新村委員 わかるものは、書けるものは書いてもいいと。

竹内座長 それでしたらむしろ限定に、その場合は、統計に関する理解があり、責任を持って調査事務を完遂できる者、こういうのは意味ないですよ。

新村委員 そっちの方の意味がないということですが。

竹内座長 だから年齢と、それから過去の犯罪歴とか、あるいは暴力団歴とかそういうことだけです、書けるのは。

新村委員 書けるのはそれしかないと思います。

竹内座長 それだけはここへ書いてもいいですけど。

新村委員 外形基準として使えるものだけを書くべきではないかなと思ったのです。

竹内座長 それならそこへ書いてもいいですけども。

松島専門委員 1点気になっているのは、これは日本人である必要はないのですか。

竹内座長 ないでしょう。

松島専門委員 それはないのですね。今までの統計調査員も外国人でも。

竹内座長 それは今まで日本人の定めはないですけども、ある時期にはわざわざ外国人を必要とすることもあり得ます、国勢調査なんかで言語の場合に。

新村委員 日本語がわかることはきっと必要です。日本語で調査しなくては。

竹内座長 これは、日本語がわかることは必要です。これは国籍要項は必要ないでしょう。

飯島課長 そこは調査スタッフの方は必要ないと思います。

竹内座長 ほかに何かございませんか。

新村委員 いいですか、1つだけ。さっきまだ確定していなくて、マル暴の方はやはり欠格要件になると思うのですが、さっき言った関連業種、もしかしたら流用する懸念のあるような業種というのを、さっき先生がおっしゃったことに少し気になったのですが、人材派遣業というところ、逆に言うと、自分のところのマーケットリサーチや何かで結構こういう感じの世帯調査をやっているようなところはそういう業界に近いところが多いかもしれないと思うんですね。そういうところを業界というだけで排除するのは、やはり少しやり過ぎかなという感じがします。

竹内座長 それはやはりさっきからおっしゃったような意味で言えば、適格要件には入れられないと思いますよね。そういうことは望ましくないというのはどこかに書いておいてもいいですけどね。

新村委員 ただ、それはきちんと秘密遵守、流用禁止をきちっと遵守する上においては誰がやってもいいわけですからね。

竹内座長 だから、そこが少なくとも適格要件には入れられないと思いますね。

新村委員 余り明示的には少なくとも書かない方がいいような気がしております、気になりました。

竹内座長 要するに先ほどからのお話で考えると、必須条件としてのところには年齢と、それから犯罪歴と暴力団関係とか、そういうことだけだと思いますね。それ以外にはないでしょう。何が入りますか。

舟岡委員 調査によって、限定される職業があつていいのではないのでしょうか。

例えば科学技術研究調査ですと、ライバル企業の関係会社が調査を受託することになれば、調査される側はまともな回答をしませんね。

竹内座長 ですからその場合は、むしろ落札者がそういう関連を持ってはいけないということだと思いますね。

舟岡委員 科学技術研究調査は一括で、郵送調査しますから一社の受託になりますが、実際に雇われた調査員が、調査上督促等を通して知り得た秘密をもとにして何らかの利益を得るといふケースは出てこないのでしょうか。

具体的に言いますと、昨今ウェブ調査がすごく多くなっていて、ウェブ調査の会社が増えてきています。そこで一番頭を悩ますのが、抱えているモニターが実はライバル他社の社員であるケースが随分あるようです。どんな調査を引き受けているのか、そしてどんな調査内容かを探るためにモニターを随分潜り込ませているのです。それをどうやって排除するかに大変な苦労をして、そこが顧客の信頼にもつながっているのだという話は聞いておりますが。

竹内座長 少し気になったのは、業者として関連業ではいけないということはどこにあるのですか。

飯島課長 業者の方は5ページで下のウというところですよ。

竹内座長 それは絶対必要だと思いますね。

新村委員 先ほどの話はそこですけども、調査スタッフがどこにいたという話ではなくて、事業者がそういうところにそういう調査網を持っている事業者というのは結構、マーケットリ

サーチをやっている業者とかそういうところに近いところが多いかなということで、最初からそこに門戸を閉じてしまうと結構難しくなるのではないかと。それよりはやはり秘密遵守規定等をきちっとさせることによってかなり広く門戸を開いておいた方がいいのでは。

竹内座長 新村さんと舟岡さんがおっしゃることは全く反対で、新村さんは業者に門戸を開いた方がいいし、舟岡さんは1人の調査員も入ってはいかんとされているわけでしょう。

舟岡委員 私は入らない方がいいだろうと思います。勤務先の許可も得ないままに潜りのバイトをやっていたときにそれがわかったときの責任はどこになるのですか。それは受託会社ですね。

竹内座長 それは受託会社が責任を持って、その人の仕事がよかったかどうかについては受託会社が責任を持つことです。

舟岡委員 だからそれが選考方法とか選考基準に絡むのだらうと思うのです。そういう条件が含まれるならば安心だと思うのですが。

竹内座長 だから選考基準のところにもう少し詳しく書いておいた方がいいと思いますけどね。だけど、そういう者を雇ったこと自体が、すなわち契約違反だということにはならない、そういうようにするわけにはいかないということです。

飯島課長 今ご指摘の話は、事業者の方の条件と調査スタッフの条件と両方あると思います。調査スタッフの条件について言えば、5ページの上のアのところの議論だと思うのですが、現実、今統計局がやっている指定統計の場合、地方に調査員選考の条件ということで示していませんけれども、それはここにある適格要件とほぼ同じものになっているという状況です。

竹内座長 そういうのは選考基準として示せばいいと思います。

飯島課長 逆に言えば、現状は、調査ごとに変えているのではないと思うのですが。ただ、逆に事業者の方がさらにそこをよりよいものにしたいということで、加点項目の方に入っていますけれども、選考方法、選考基準ということで、さらにそこを絞って選んできますということは加点項目になるのではないかなという気はしています。

あとうの事業者の条件で入れるかどうかは、どっちがいいのかそのあたりさらにご意見をいただければと思います。

竹内座長 これは一般的に注釈を書くのか、あるいは調査の特性の種類によってはもっと明示的に書くということもあり得るわけですね、こういう業者はだめだと。だけど余り下手に書くとなかなか難しいですね、適格者がいなくなってしまう。

とにかくほかの議論をしたいので。調査スタッフの要件というところは法律的にも問題のな

いような厳密なことだけ書いておいて、それから選考基準が有効であるかという点を加点項目のところについて、例えば選考基準の参考として、次のような適格要件を満たす者をとれるようにするというようなことを書いてもいいと思います。少し選考基準の内容を書いていただければいいのではないのでしょうか。既に統計局の中にあるとすれば、それをそのまま使えばいいと思いますが。

次に仕様書モデルの方についても何かございますか。

舟岡委員 5ページに「確保されるべき質」で、これは当たり前過ぎるのですが、不正な記入はあってはいけないと思うのですが、有効調査票というのは記入の状況があらかじめ定められた一定の水準を満たすものを有効調査票というわけですね。先ほど、統計調査に限定するのか意識調査まで含むのかと絡みますが、意識調査の場合は、未記入の箇所に勝手に をつけてもなかなか露呈しないですね。しかし計数調査の場合というのはロジックチェックに引っかかったり、いろいろ詳細に分析する過程で明らかになったり、メイキングであることが後になってわかるケースがあります。

竹内座長 これは有効調査票の記述が不十分だと思うのです。別に調査員が不正記入しなくても回答者がでたらめをわざと書く場合もあってわかる場合もありますよね。ですから、きちんとまともな記入であると認められるものというように書いておく必要があると思います。単に空白、空欄ではなくて。例えば途方もない大きな金額を書いておいたり、そんなに小さい金額でない、つまりチェックにひっかかるようなことがありますから、チェックにひっかかるようなことが、例えばあるいはいろいろな比率を計算したればかばかしいような場合もあったりするから、そういう意味では、未記入及び記入内容があらかじめ定められた一定の基準を満たすものというように書いておけばいいのではないですか。「未記入等」と書いてあるから、等も含めて。

事務局 そこは、6の(1)で未記入及び誤記入ということをもって未記入等と定義しております、一応踏まえております。

竹内座長 作為的なのも誤記入か。適切な記入というように書いた方がいいような気がしまけれども。

舟岡委員 適切な記入の方がいいでしょうね。

竹内座長 未記入及び誤記入等をなくすよう努力するものとする、それはいいですね。「以下「未記入等」」なんていうように書いてあるから、下の方のところではむしろ未記入等がなく適切な記入がなされている。適切な記入がというようにポジティブの側を書いておいた

方がいいのではないですかね、あらかじめ定めた一定の水準を有効調査票とすると。適切か不適切かは、一応判定基準はその場その場であるでしょう。今どうせチェックのときに審査でそういうことあり得るわけでしょう、項目間のチェックで、現在のチェックで。

飯島課長 関連チェック。

竹内座長 それはそれで一遍にそこまでやるのかどうかというのは、それは後でと言われるかもしれないことを含めて押さえておけばいいと思います。

あと、いかがでしょうか。有効回収率95%。100%目標だけれども、100%なんて無理だということとは当然のことであるので、95%というのを一応基準にして、下回る分の5%を一定の額。これについてこの前いろいろご議論いただいて、余りこれを細かくやるとかえってメイキングのもとになるから余り細かくやらない方がいいというお話もありまして、95%を一応ラインとして、そこから5%ごとに一定の額を減ずるといようなことが書いてありますが、これでよろしいでしょうか。

新村委員 95%は就調の過去の実績でしょうか。

竹内座長 過去の実績ですが、実はなかなか難しいかとも思うのですが、これは初めから90%と書いてしまうと90%でいいということになってしまいますから。

新村委員 そうなりますよね。一応実績を大体このベースラインにするという、要するに今は就調で議論していますけれども、大体そういうような考え方ということで。

竹内座長 ほかの調査の場合、もう少し違うかもしれない。

舟岡委員 意味がよくわからないので教えてほしいのですが、6ページの(1)の個人情報管理規定の案の「正確性確保のための事項」の意味をわかるように説明していただけますか。

竹内座長 特にアはよくわからない。どういうことですか。

大橋委員 個人情報保護法上は、管理規定というのは安全性確保のためにつくるということで規定されていますよね。だから、記載内容が不正確でないようにするというのも確かに個人情報保護では規定はあります。不完全な情報ということで、そういうのは個人情報の内容としてはだめですよという規定があったかどうか別として、当然個人情報保護法の対象になる問題なんですよ。

竹内座長 だからその場合の個人情報保護法の正確性確保というのは、個人が間違った情報をそこに記載されていると後で不利益をこうむるかもしれないということのためであって、ここで正確性確保のための条項というのを書くと、何か統計の正確性を確保するための条項のように見えて、それは個人情報管理規定とは別のことだと思いますよね。

これはどうなのですか、この場合には。

飯島課長 安全性、データが漏れないようにするというそちら主体で、特にアの方は必ずしもここになくてもいいかもしれません。

竹内座長 こことは関係ないところだと思いますね、この場合は。

松島専門委員 ただ、これは本文を見ると、既に個人情報管理規定を整備しているプライバシーマークを取っているところとか相当あることが予想されているので、そういうのに準ずる規定をつくってくれというようにも読めるのですが。

そうすると、そういうプライバシーマークを取るのは非常に手間がかかるので、取らない業者がいるにしても、そういうことも含めて包括的な規定をつくってくれということなので、それほどおかしくはないと思うのですけれども。

竹内座長 おかしくはないのですが、別の場所での正確性の議論と混同するといけない。

松島専門委員 統計の正確性とありますね。それは誤解しますね。

これはそういうのではなくて、もっと市の統計担当のデータとかも預かるから、そういう意味でのもらったデータの個人情報の正確性なので、統計の正確性とは違いますよね。

竹内座長 そこは混同されないようにするというのであれば。

もう一つ私が非常に申し上げたいのは、仕様書の「10留意点」のところになるのですが、留意点はむしろ本文に入るべきではないかという気がします。「受託者は、本件業務において知り得たことを他に漏らしたり、本件業務以外の目的に使用したりしてはならない」。本件業務において知り得たということは、必ずしも公表の内部規定に関係ないことでも、それはいけない。

それからまた(2)の受託者は、本件業務において作成・記録したデータ及び成果物について、本件業務終了後は保持・蓄積してはならない。つまり全部明け渡せという話ですね。それからその使用の有無にかかわらず、受領した調査書類を提出しろ。この留意点というのは、7の中にやはり入れておくべきではないかと思うのですが。それはそれでもよいですか。

飯島課長 今のご指摘はおっしゃるとおりで、7に既に一部入っているものもありますので、その辺のところも表現を整理いたしまして、10で指摘している内容は漏れないような形で7に取り込むようにしたいと思います。その方が契約で縛る形になりますので。

松島専門委員 すみません、1点、仕様書の7の(7)です。これは契約のところとも関係しているのですが、モニタリングの方法のところですか。これは要するに問題がある可能性がある場合には立ち入りができるというのは、後で契約の中に補充するという事で事務局側も言



っておりますので、それを補充していただきたいのですが、ここの規約のところの前に書いてある総括のところ、受託者の承諾を得てという書き方があります。市が求めた場合、受託者の承諾を得て立ち入りをする事ができるというような記載になっていますが、これはこういうことでなくて、承諾なしに入って、ただ業務の都合等により変更できるとかという形にしませんと少し記載が変な感じがいたしますので、ご検討いただきたいです。

竹内座長 この文章がここへ入るのはおかしいですね。というのはなぜなら、むしろ業務の実施状況を監査することはあらかじめ受託者は承認しているというように理解しないと。モニタリングはほとんど意味がないですね。だから、ここにはこの文章はない方がいいのではないですか。「次のモニタリングを行うことができるものとする」と書いておく必要があるのではないですかね。

松島専門委員 これは梶川先生、そうですね。何かもう少しきちんとしたフォームがありますよね。こういうのだとちょっと、かなり拒絶権があるように読めますので。

梶川専門委員 もとものこちらの裁量権の中でということ。

松島専門委員 そうですね、それでいけることをあらかじめ承諾するみたいな。場合によっては抜き打ちもできると。そのことについて契約条項でやられるのはありますね。抜き打ちは困るから事前通告してくれというように念を押されることもあります。一番強いのは抜き打ちができることを承諾させておくのが一番いいです。強力です。

飯島課長 その辺のご指摘は、また修正させていただきます。

梶川専門委員 今の関連の部分です。全体にはお書き込みになっているとは思っていますが、加点の要件であったり、それから受託後の実施計画みたいなもの、それからまたその実施した後の報告書、全部入っているのですが、一連の今のモニタリングのようなものの内部統制的な発想の基礎というのは、それぞれの段階で自らが例えば手続なりチェックの方法をこういう形で規定します、こういう形でやります。先ほどの最初の調査員の選考基準、選考方法。ですから時系列的にそれぞれの段階で自らが宣言していただいて、それがそれぞれ実施されているかという流れを少し理解しやすいように、その辺を1項目なり実施計画とモニタリングとかという内部統制的な事項を明らかにされた方がわかりやすいかと思えます。全ての項目が出そろっていますけれども。

逆に言えば、秘密保持などもそこでどんな方法論で秘密保持を守ろうとしているかということ、これは極端には入札段階での加点項目の評価にもなることでしょうし、実際に始めたときに具体的にそういう形はとり得ないものがあつたら変更についてのご報告を受けて、かつそ

ここで例えば入札取り消しということも起こり得るでしょうし、言ったことを守らないというのが一番内部統制的に言えばある意味では指摘しやすい状況ですので、その辺を少し何か仕様書全体域の中で、少しわかりやすくされた方がいいかなという気がいたします。

竹内座長 おっしゃることはよくわかります。つまり、仕様書の「4 受託者が行う業務」というのは、ずっと調査の流れで(1)、(2)、(3)、(4)と書いてありますが、この中にやはりどこかにモニタリングないしチェックということも入れておいた方がいいということですね。

梶川専門委員 それぞれの場所に入っているんですよね、整備して報告しろというのが。それから、例えば実施した内容のところでもまた報告しなさいとそれぞれのところにあるのですが、むしろその辺の全体域をどこかまとめて書くのがよいかと。新しい概念に近いのかもしれませんが。

竹内座長 つまり、多分普通の契約の場合その辺が違うので、普通の規約の場合は例えば現場をチェックしろ、などということは書いていなくても、自然に日々の業務管理できているはずだけれども、やはりこの場合には時々チェックしろということを入れておいた方がいいですよ。つまり内部でチェックするような。

梶川専門委員 内部でチェックした上で、また受託者がそのモニタリング状況も含めてモニタリングするという部分もあるものです。

竹内座長 それは、そのように入れていただいてもいいと思いますけれども。

大橋委員 先ほど竹内先生がおっしゃった8ページの留意点を6ページの7の方に入れるということですね。その話と関連して、8ページの11の位置づけをどうするかですね。

この中で特に(4)のその他というのはむしろ6ページの7の契約により受託者が講ずべき措置等のところに入れるのが適当なのではないかと思います。

竹内座長 そうですね。それはそこへ入れた方がいいと思いますね。

大橋委員 もう少し一回整理してもらって。

竹内座長 形式的にもう少し整理していただいた方がいいと思いますね。

小川委員 先ほどの有効調査票の回収率の95%。あれはどこの地域でも、1つに設定してしまうのですか。地域性というのがあるのではないですか。この調査に関してはなかったのでしょうか。

竹内座長 あり得ると思うのですけれども、ただそれを余り詳しく決めるのは難しいのではないかと思います。

小川委員 逆に言うと、95%というのはセットしないで、地方公共団体が過去の前回の就業

構造基本調査の実績を下回った場合とか、そのような部分の方が現実的ではないでしょうか。

竹内座長 でも、契約をするときはやはりどこかを下回ったら罰金取るよというのは明示しないと、契約にならないのではないかと思いますけどね。

小川委員 実際に民間に委託するところの地域での前回実績で。

竹内座長 ですから、それは各地方公共団体にその数字を入れてもらうということであればできると思いますけれども。ですから、95%というのは一応国側として出したのだけれども、我が県はもう少し高くなるはずだと思ってそれを97%にするとか、あるいは我が県は少し調査環境が厳しいから93%にすると、そういうことはあってもいいのではないかと思います。それを出さないで置いて、後で転記されることだけはだめですよ。

飯島課長 今の5ページの目標のところは、ここには95%で(P)とつけておりますけれども、ここについてはとりあえず全国平均でこのくらいということを入れていきますけれども、実際には市町村単位での入札になりますので、そこもただ市単位での回収率はなかなかないのかもしれないので、一つの考え方としてはご指摘のあったようにその市が含まれる県の回収率を入れることは考えられると思います。

竹内座長 あるいは自分のところはもう少し頑張っ、それよりも少し高いというならそれでもいいと思います。だからこれは参考までに95%は基準だけれども、各地方公共団体でその地域の実情に合わせて変えてもらってもいいということにしておいたらどうですかね。

舟岡委員 それだと同じような地域属性でも熱心でないところでどんどん回収率が悪くなることはありませんか。

竹内座長 それについては、総務省統計局が市の契約の執行状況について長い間監査する権利を持っておいた方がいいと思います。これに限らないで、例えば正当に加点すべきところを余り見もしないでいい加減にやっているというようなことがあっては困りますから。それはやはりできるでしょう。統計局として、市が契約を結ぶことに対する監査というのは何らかの形で。

舟岡委員 法定受託事務との関係がよくわからないのですが、市がそれではもう請けないと言ったらどうなるのですか。

竹内座長 それはそれだけの話でしょう。つまり逆に言えば、事前に縛るのは無理だと思います、市がやることを。

舟岡委員 個別の市の実績ではなくて、市の属性との関連に留意する必要があります。目標回収率を設定することが適当かどうかわかりませんが、市が有している属性毎の平均はこ

れまでどれだけの回収率を上げているといった情報がある程度参考にして、目安を示すのはいいと思うのですが。実績といいますと、登録調査員をよく指導してそれで優秀な調査員を集めて回収に努めているところは高くなりますがそうではないところもあり、それを実績化してしまわずと継続させてしまいますね。

竹内座長 過去の実績に基づいてというように言ったつもりではなくて、実績に基づいてと言ったつもりですけどね。もちろん実績に基づいてなんていうことは必要ない。だから過去の各都道府県の実情に基づいて決めること。ただし、ガイドラインとしてはこういうようにすることというのは入れてもいいと思うのです。やはり国の方で、あなたのところ何%と決めるわけにもいかないでしょう、それから全国一律というわけにもいかないから、やはり各地方の実情に基づいてこの数字は決めること。ただし、ガイドラインとしてはこうということで、余り低くしないようにということはチェックしておいた方がいいと思いますけどね。

大橋委員 ちょっと別な話で。インセンティブのつけ方の話ですけども、今日見た仕様書モデル案では、有効調査票の回収率が95%を上回ったときに何らかのインセンティブをつけるかどうかということにこの仕様書モデルを見ると議論が集中していますけれども、前回の議論で舟岡先生からあったように、有効調査票の回収率が一定基準を上回り、かつ納期をかなり早めた場合にインセンティブをつける必要があるのではないかというようなご発言があったように記憶しているのですが、これについては今回は何も書いていないのですか。

竹内座長 舟岡さん、そういう趣旨だったですか。

大橋委員 そういう趣旨でなかったですか。

舟岡委員 そういう趣旨です。回収率等に入っているのでしょうかね。

竹内座長 でも納期を満たさなければいけない、納期というのは絶対条件だけれども、早ければいいというものではないでしょう。

大橋委員 だから回収率は一定以上、例えば95%とした上で、かつ納期が早いというものについて。

竹内座長 守られているということでしょう。

大橋委員 納期が早いということです。

竹内座長 早いことは必要ない、余り意味ないでしょう。

舟岡委員 ただ、公表の早期化が世の中で言われています。

竹内座長 だけど、早期化というのは一斉にそれが来なければできないでしょう。

舟岡委員 それはそうですが、全体としてそういうインセンティブが働いて、早く回収でき

れば公表も全体として早くなるわけです。最初の段階では出来の悪い業者がそういうインセンティブを得られないぎりぎりの期日に納入することによって、全体の結果公表もそれに制約を受けることがあるかもしれませんが、例えば7割、8割の業者が、何日か前に納入できるということになりますと、事業者の要件として納期が働いてきて優秀な調査スタッフをたくさん抱えていて早目に回収できるような業者が落札できるような仕組みに少しずつ持っていけるのではないのでしょうかね。

大橋委員 今の話と関連して、例えば100万円の委託費を事業者に渡しました。その事業者が経営努力して75万円でやりましたと。その25万円というのは、やはり統計局に返さねばならないのですか。

竹内座長 それは利益でしょう。それは業者の利益になる。

大橋委員 業者の利益でいいのですね。

竹内座長 それは、そのはずです。むしろ納期の遅れたものをどうするかということの方が問題だと思います。

舟岡委員 それはペナルティーでしょう。

竹内座長 ペナルティーだけど、遅れたらペナルティーを科す。遅れても条件を満たしている。そちらのペナルティーはいいのですが、早くするという事は、そんなに意味があるのか、有益だとは思いません。早期化の要求というのはあるけれども、また早期化の要求というのは余りその要求自体に賛成ではないところがあって、株の値段を1日早く動かしたいというのはその人たちの勝手であって、別に1日ぐらい遅くたって構わないではないかと思うわけです。なるべく早い方がいいというのは、それはそうですけれども、それはこちらが納期として初めからデッドラインをきちんと決めればいいのです。いつも試験のときに、2時間の試験であるのに1時間たつとどんどん出してくるやつがいるから、時間どおりやれといつも言っていました。2週間後の期限で1週間後に出来ましたというのは、かえって余りよくないと思います。

新村委員 私も竹内先生に賛成です。ただし、納期遅れのペナルティーをかなり重くした方がいいというのは強く思います。

竹内座長 納期遅れのペナルティーは、明文化しておいた方がいいと思います。

新村委員 それは極めて大きいし、以前舟岡先生がおっしゃったように、次回以降の経歴にきちっと明記すると。この業者は前回調査のときに1日遅れてしまった場合にはかなり大きな減点にしたらいいと思いますね。でも、やはり早く出すというのは意味ないのではないかと。

舟岡委員 そうですかね。早期化と回収率の間には、相関があります。早期化することで回

収率が悪くなっている。先ほど大橋先生がおっしゃったように、回収率を一定水準以上確保することを前提として、その上で1日、2日、3日と早められたら、それは評価すべきだろうと思うのです。

竹内座長 私はそれには反対で、例えば早期化すれば、3日早くやれるということであって、その3日を使えばもう少し回収率上げられるというのであれば、回収率を上げた方がいいと思いますよ。

舟岡委員 だから一定の回収率以上ですよ。

竹内座長 むしろ早くできるくらいだったら納期でもって、納期というのは必要な納期というのはあると思います。例えば何月までには出さなければいけないとか。それによって決まった納期があって、そうしたらそれより早くすることによって、今度決まったところというのはもっと早くすることよりも、回収率を上げる方へ努力を向けるべきだと思うのです、時間に余裕があるなら。

舟岡委員 そうではなくて、家計調査でも回収時期を少しずつ早めて公表時期を早めています。それが可能となるような業者がどんどん育って、調査を受託してくれるような仕組みを何らかの形でつくる必要はありませんかということです。

だから今のお話ですと、いつまでたっても、一度決めた納期は変わりませんが、変えるのですか。

竹内座長 よく見て、可能だと判断したら次は早めることもありえるかと。

舟岡委員 どうやって可能だと判断するのですか。

竹内座長 それは納期を守り、十分な回答率を得ている業者が非常にたくさんあれば、それは1日、2日早めてもいいだろう。その判断はやはり統計局がしなくてはだめだと思うのです。

それはやはり監督官庁ではないけれども統計局がすることであって、早い者には賞金を出すというのは、私は余り賛成ではないですね。

舟岡委員 構造調査はいいのですが、動態調査であればやはり早さは価値を持つと思いますかね。

竹内座長 だけどそれは全国、しかも一斉に早くできなければ意味がないでしょう。だから95%のところは早めに納めたけれども、あとの5%近く納めていないというのだったら無理ですよ、だめですよ。

舟岡委員 だから少しずつ切りかえられるような、そういう仕組みを内包させなくていいのでしょうか。必要ないということであればいいのですが。

竹内座長 もしそれを内包させたかったら、可能な地区は早目に、デッドラインは全国一斉ではなくて、可能と思われるところは早目にデッドラインを決めて、その早期のものをまた速報値を確定して別に出すとかそういうことを考えればそれでいいですけども、そういうことを業者の方にやらせるというのは、まず反対ですね。

舟岡委員 インセンティブを与えるぐらいはいいのではないのでしょうか。

竹内座長 そのインセンティブは、だめなものをつくるインセンティブの方になってしまうと思うのです。

川崎局長 先生方のご議論は全くそのとおりだと思うので、感想だけ一言申しますと、多分舟岡先生がおっしゃっているのは、いろいろな調査の中でだんだん早期化をしていくためのステップで、かなり一般的な努力目標という意味でおっしゃっているように思いますが、それに対して竹内先生はこの例えば就調なら就調の、もう具体的にシステムがしっかり決まっている中では、確かに1地域だけ早くなっても全体の集計計画に早まるどころまで貢献しないとおっしゃっており、一般的にはそう言えるだろうと思います。

例えば東京都のような大きいところが本当にこうなって集計計画に反映できるぐらいになれば話は別ですが、小さい地域で1日、2日早まっただけで全体が早まるということはなかなか確かに考えにくいところがあるので、そこはどちらかというケース・バイ・ケースなのかもしれませんが、一般的に1地域だけで早めることのインセンティブを与えることのメリットは余りないという感じがします。

竹内座長 つまり、1日早ければいいというインセンティブを与えると、以前、回収率が1%上がるというインセンティブを与えると無理してやる危険性があるというお話があったけれども、それと同様にやはり無理してやる危険性があるような気がします。無理して1日早めてしまう危険性が。だから絶対、将来もやらないという意味ではないけれども、今ここへ入れることは賛成できませんということです。

まだいろいろご議論あるかもしれませんが、続いて報告書案と今後の進め方についての話ですが、報告書案と今後の進め方はある意味で同じことになる面もあるので、その辺をまとめてご説明いただけますか。

飯島課長 今の基準・条件についてのいろいろなご指摘は踏まえまして、また仕様書等直しまして、今度は地方と事務的にまた詰めてまいりたいと思います。

次の資料3ですが、今後の研究会で報告書を取りまとめる形で進めてまいりたいと思っております。まず報告書の構成の素案ということで今日提示させていただきました。

まず1番で、全般的な総論的な話、2つありまして、1つは統計局所管の指定統計調査について、どういう調査が行われて、どういう業務の対応になっているか、またその中で業務効率化というのも求められていると。いろいろ調査全般にわたる実情を記述すると。

次に民間開放の意義ということで、政府全体の取り組み、推進の意義といったものを記述する形を想定しております。

2つ目として、統計業務の民間開放に向けての検討。「検討の方向性」と書いておりますが、10月に取りまとめました実施の計画、それに至る過程でこの研究会でもご議論いただきました例えば民間事業者の状況といったもの、それから地方公共団体に委託して調査についての考え方、こういったものも含めて記述をしまして、またその後の検討の内容も個々に盛り込んでいく形にできたらと思っています。

3番目はその実証的なデータということで、試験調査等の結果についてと書いておりますが、個人企業をモデルにした試験調査の結果と、それから科学技術の客体、個人企業の客体、試験調査の客体、さらに労働力調査の客体、それぞれ意識調査をかけておりますけれども、そういったものの結果分析、そういう中から浮かび上がる民間事業者に委託する際の課題ということですが、こういう中で先生方からもご指摘をいただいておりますが、統計局で今承認統計として実施をしております家計消費状況調査の今の状況と課題、そこから浮かび上がる課題といったようなものもここに盛り込んでいったらどうかというように考えております。

家計消費状況調査につきましては、まだ研究会の場で状況報告してございませんので、それは今後少しお時間をいただいて報告させていただこうかと思っております。

4番ですが、この案では科学技術研究調査の民間開放とありますが、統計局の場合、国直轄で実査を行っているのはこれだけですので固有名詞を出しておりますが、あるいは固有名詞でなくもう少し、「国直轄の調査」というような表現の方がいいのかもしれませんが、そういった調査の民間開放についての考え方、取り組み内容をまとめると。

5番といたしまして、地方に委託をしている調査の民間開放に係る環境整備ということで、そこにあるようなものを記述すると。そういったようなことを今考えておりまして、構成案ということで本日お示しいたしました。

あわせて資料4の方をご覧いただきたいと思いますが、この報告書についての検討もかなりこれからご議論いただく必要があるかと思っております、それ以外に試験調査の結果の報告とそれについての議論をいただくということ、あるいはこれから試験調査の客体に対する意識調査の結果報告も出てまいります。



それから、先ほども申しました家計消費状況調査の状況報告といったようなものもありますし、また試験調査関係では業者ヒアリングというのもその結果も報告をいたしまして、業者に実際にここに来ていただいてヒアリングをする等いろいろあります。今後、次回から4回程度の研究会を年度末までに開催できたらと思っております、そこに12回から15回ということで提示をさせていただいています。

それから、あわせて資料5ですが、業者ヒアリング、今までご議論、ご指摘いただいたヒアリング項目を1枚にまとめておまして、こういった中身で業者の方に提示をいたしまして、まず事務局の方で2月に入りまして業者を往訪してヒアリングを行い、結果を取りまとめると。そういったものもご覧いただいた上で、先ほどのスケジュールの方に戻りますが、第13回の研究会で業者に来てもらってヒアリングをしようかと考えております。

今後の予定は以上です。

竹内座長 つまり報告書は、もう既に書けるところは書き進めていくという形でやっていきたいと思えます。そうしないと時間的にうまくいかないと思えますので。ということで大体今このような状況になっておりますので、今後よろしくお願いたしますということですが、家計消費状況調査の民間委託したについて問題もいろいろ起こったことがあるわけで、その件も含めて後でご報告いただくということになっていきますので、それも考慮には入れた方がいいかと思えます。

ヒアリングのときの項目案についてはこの前もいろいろご議論いただいたのでそれからそう変わっていないと思うのですが、何かご意見ありますか。

大橋委員 報告書の構成はこれで結構ですし、これがまとめればなかなか立派なものができるなという感想を持ちますが、ないものねだりかもしれませんが、この報告書の参考資料として外国における統計調査の民間開放の状況について統計局でお調べしたことがあるのであれば、そういう関係資料もぜひこの報告書の参考資料としてつけていただきたいと思えます。

竹内座長 それはありますか。調べましたか。あるいはこの統計局は、自分のところだけやっているのだから統計局の仕事の範囲内ではないということなのかもしれないと思えますけれども、どうですか。外国の状況について何か情報ありますか。

飯島課長 この研究会の立ち上がりのところでもいろいろご指摘いただきまして、外国にもいろいろ照会をかけておりますが、まだ申しわけございませんが、十分に各国からの情報が入手できていないという状況です。

竹内座長 でも、若干でもあるのですか。別にそういうのは包括的な資料である必要はない

と思いますけれども。

大橋委員 お金があったら、部長あたりに海外調査してもらったらどうですか。

川崎局長 これについては私個人的に過去に調べたことがあります。まだ完全な結論でもないので、この後できるだけ調べて、盛り込む努力をした方がいいと思うのですが、私なりの感想を申し上げますと、実は外国ではやっている例が非常に少ないようでして、ただ少ないものですから非常にその情報を集めるのが、やっているかと聞いても、「うーん、やっているかな」というような答えしか返ってこないものですから、やっていないということも立証できないし、やっているものを見つけるというのも非常に難しいという状況もあるので、なかなかどうまとめたらいいかというのは多分、担当も迷っているところがあるのではないかと思います。

竹内座長 ただ、民間開放・市場化テストという概念そのものが出てきたところはそもそもイギリスでしょう、一般には。イギリスでは統計についてはどうなっているのですか。

川崎局長 イギリスは市場化テストをやったのは80年代で、90年代に入ってから、確かブレア政権に変わってから市場化テストというのをやめたようですね。私も一時、調べたことがあるのですが。

大橋委員 CCTというのはやめたんですね、1998年。それからCCTというのは、基本的には自治体がやっている仕事です。国の基盤がやっているのはまさに市場化テストというか、マーケティング・テストングということで、これは相変わらず現在でも維持されている、そういう状況です。

竹内座長 だから、その中で統計というのがどう扱われているのでしょうかね、ということです。

川崎局長 実はそのあたりの説明を求めても、非常にはっきりした答えが先方から返ってこないのです。これは非常に不思議なことなので、私もよくわからないのですが。

何度かメールなりで知り合いなどにも聞いてみたのですが、明快な答えが返ってこないというのが、これまでの私の個人的な経験としてあります。まだ調べていく必要があるだろうと思いますけれども。

竹内座長 つまり唯一参考になるというか、海外で参考になるのは唯一イギリスではないかと思っています。アメリカはアメリカで全然違うし、ヨーロッパはまたほとんどやっていないということは確かだと思うので。もし何かありましたら入れていただければありがたいと思います。

何かございませんか。

土屋委員 報告書案ですけれども、3の(3)に課題についてというのがありますが、今後の課題といいますか、これから検討しなければいけないこと、今後やっていかなければいけないことが何かということも一つまとめてつくったらどうかと思います。というのは、民間開放して行って、民間開放の結果がどうなったのかという評価をこれからすべきだと思います。そういう評価をこれからやる体制をつくっていくことが課題の一つとしてあるとか、これからやっていかなければならない課題を6の「その他」の1つとして作ったらどうかと思います。

竹内座長 それはぜひ、民間業者に委託する際の課題というのは3の(3)に入っているのは、課題というのはむしろ問題点みたいなことだと思います。やはり将来の課題というのは「その他」のところに書いていただくということが必要だと思います。将来の課題というのを「その他」として。「その他」でなくてきちんと「将来の課題」というように章立てにしてもいいと思いますけどね。

舟岡委員 報告書は統計調査全般を対象としますか、それとも総務省統計局所管の指定統計調査に限定するのですか。どうでしょうか。

飯島課長 原則としては、統計局所管の調査についてという範囲で書く形になると思います。ただ、できるだけほかの調査にもこういったものが参考になるような書き方というのが期待されているというように考えております。

竹内座長 もう一つ、統計局所管の指定統計調査もどこかには書いてあったはずだけれども、国勢調査は別ですということもあれですね。

飯島課長 国勢調査は別ですという話は、ここは10月に取りまとめた計画の中で別途検討という形で整理しておりますので、2の(5)のところに該当してくるかと思います。

竹内座長 それよりもむしろ初めから、国勢調査は別ですと書いておいた方がいいような気もするのは、国勢調査というのはかなり本質的に違うことがたくさんありますから、国勢調査を民間開放するということになると、これは考え方を全部変えないといけない。考え方を変えると言うとおかしいですけれども、もう発想の出発点から変えて考えていかないといけないと思うので、むしろこの報告書は国勢調査を除く統計局所管の統計調査に関してであり、それは各省庁でやる統計調査に関しても十分参考になるようなことを検討したという形にしておいた方がいいのではないかと思うのですが、どうですか、局長。

川崎局長 これは外の見え方の問題かもしれません。気持ちはそういうところが当然あると思いますが、これはこれまでの検討の文脈を考えながら最終的に決めていかなければいけないかと思いますね。

舟岡委員 全体が統計局所管ということでありまして、1の(1)と(2)は、逆の方が座りがよくないですか。最初に民間開放の意義があつて、その背景なり評価がと述べられて、その中で統計局所管の指定統計調査についてどういうものがあつて、それを民間開放することについて2で検討すべき事項を記述する。方向性というよりも、検討すべき事項としてこういうものがあると記述する。定められた試験調査を科学技術研究調査と個人企業で実施したのが3の(1)と(2)にあつて、(3)は土屋先生がおっしゃったようにほかの国の統計調査で既に民間委託を行っている調査がどういう状況にあるかという事例等も参考にするという意味で、(3)にそういう内容があると次の4と5のところにつながりやすいのかなという気がいたしています。

竹内座長 1のところは、今おっしゃったように反対にする方がいいですね。なぜなら、(2)のところに「政府全体を通じた民間開放への取組」と最初に書いてあるのに、これが2番ではちょっとおかしいですね。

そういう順序にすれば、ここでは統計局所管の指定調査についてです。ただし、さらにその中で、国勢調査はすべての点でいろいろ違うので、今回はそれ以外のものについて主として検討したというようにだんだん絞っていく方が、表現としてはいいかもしれません。

事務局 事務局から一言だけ補足いたしますと、実査に係る業務については民間開放を推進するというのをここで検討しているわけですが、一般の方がこういう報告書を読む際の実査に係る業務は何というのがそもそもわからないので、それで先に書く必要があるかというようなことを考えております。

竹内座長 だから先に書いた方がいいと思います。先というのは、つまり1の(2)と(1)を逆にして、実査に係る民間開放を推進する意義について、この実査についてというのは別に統計局所管のものだけでなくいいわけでしょう、1の(2)のところは、それでいいのではないですか。

事務局 ご指摘を踏まえて検討いたします。

新村委員 ちょっとまだ中身が書いていなくて目次しかないのでは何が書かれるかわからないので余り議論できないし、今日は骨子を検討というか、まだ骨子にはなっていないと思っておりますが、それを勝手に尊宅して言いますけれども、タイトルはやはり総務省所管の指定統計を議論してきたのは事実ですけれども、特に最初のころにはもう少し国の統計制度全体が民間開放されることによってどういう課題があるかとか、インパクトがどのようにあるかということを随分議論したような気がいたしまして、何かそういうところを最初に書くのか、最後の

今後の課題で書かれるのか、要するに今非常にオフィシャル・スタティスティックスというのが国・地方というようなシステムの中できちっとできていて高い評価を得てきたということと、それを民間委託することが例えば登録調査員制度に対してどういうインパクトを与えるかとか、それをどのように今後変えていくというところまでは議論していないので書けないとは思いますが、課題としてそういうことがあるというようなことをどこかで書いておいていただきたいなというのが私の希望です。

要するに、だんだん各論的なことに今入ってきたわけですがけれども、そうではなくてそれから得られる総論的な課題というようなことに、特に統計局がおやりになるので、総務省がおやりになる研究会の報告書ですから、そういうものへの配慮というものをきちっとどこかに書いていただきたいなというのが私の希望です。

竹内座長 総論でそういうものがあるのはいいと思うのですがけれども、そもそもこの研究会の義務というか、それは一体どういう規定になっていたのですか、今ごろになってそんなこと伺うのはおかしいけれども。

舟岡委員 見たのですが、書いてないんですよ。

新村委員 最初は全部やるのかと思ったら、だんだん変わってあれだけになってしまったりして。

竹内座長 つまり、設置理由みたいなものがあるはずですよ。一つ、非常に広いのかというように理解した面もあるし、逆に実は統計局だけのもので、統計局以外の調査についてはそれぞれ個々の省庁が検討するのであるし、全体はまた統括官のところで行うのであるという話も聞いたことがありますよね。

舟岡委員 この目的を見ますと、「規制改革・民間開放推進会議の規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申を踏まえ、平成18年度に実施する試験調査等により統計調査の民間開放に関する問題点及びその対応策等を具体的に検討するとともに、統計局所管の指定統計調査について市場化テスト・民間開放に向けての計画を策定するなど統計調査関連業務の市場化テスト・民間開放に関する幅広い検討を行うことを目的として研究会を開催する」ですから、前段でいいますと今、新村先生がおっしゃったように国が行う統計調査全般について民間開放を行うときにどんな問題があってどう対応したらいいか、これはあった方がいいわけですし、そうしますとやはり1の(1)と(2)を入れかえるだけではなくて、(2)の次に2の検討すべき事項が来るのでしょうか。統計調査全般について民間開放するときどんなことを検討したらいいかがあって、竹内先生のおっしゃったように国勢調査は別だという話が出てくるのかもしれない

ませんが、そこで統計局所管の統計調査に絞り込むとこうなると。そして、次は試験調査をどうやって実施するか、そして個別の具体的内容として科学技術研究調査についてはこうだと、個人企業経済調査等の地方公共団体に委託する調査についてはこうだという形の方がこの目的に沿って報告書ができ上がりますね。

竹内座長 それは舟岡さんのおっしゃるとおりで、私は今のことでいいと思います。というのは、現実問題としては全般について議論するということが書いてあって、しかし統計局所管についてやるということも書いてあったときに、全般についてやるということを余り文字どおりとって、各省はこうすべきだというのは出すのはよくないと思います。それは多分各省庁から反発されて、そういうのは自分のところでまたやるんだと言うに決まっていますから。

さりとして統計局しかやりませんというのはおかしいので、多分全般のことについてやって、しかし統計局ではこうですと書いておけば、全般の部分はやはりいろいろな統括官のところでもやるにしても、あるいはほかの省庁で検討するについても、一応そういう参考というか、全体の指針になり得るような結論が出せると思うというか、ある程度出しておけばいいのでそういう形にしたいですね。だから今のようにやはり第1章の最初に全般的なことを論じて、それからしかし実際には統計局所管のことについてもっと具体的なものに絞りますという形にして、あとはもう統計局所管のものだけについて書くというスタイルで報告書をつくれればそれでいいのではないのでしょうか。

新村委員 でも最後の今後の課題のところでもう一度視野を広くして何か見たいなというか、結論までは言えないけれども、ここで議論したことの成果を日本の統計システム全体に何か参考となるような議論が、課題が出てくるのではないかというように思っております。

竹内座長 その点では、その他というところはもう少し留意する必要がありますね。

新村委員 「その他」ではないですね。

竹内座長 「今後の課題」という形にして、それで土屋さんがおっしゃったようにして、それでかなり十分書いた方がいいと思います。それからその結論も少し外交的な言い回しをすれば、統計局のこれについて具体的に検討はしたけれども、その具体的な検討からさらに一般的にこういうことが言えるだろうという、一般的についてもこういうことを注意した方がいい、考えるべきだろうというようなスタイルにしておけばいいと思いますね。

とにかく「その他」のところはもう少し、今土屋さんおっしゃったように今後の課題について明確に書くということにしてもらった方がいいし、初めは大きく言って中すばみになって、また最後はちょっと大きくしておくというようなスタイルでつくればいいのではないかという

気がします。

それで、具体的な報告書の内容については今後いろいろご議論いただくことにいたしまして、今日は少し時間も過ぎましたけれども、よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

飯島課長 今後の日程ですが、次回は2月26日の午前10時からの予定しております。

その次の第13回は3月上旬、第14回は3月20日の午後2時から、第15回は3月29日の午後2時からという日程を予定しております。

本日お配りしている資料、委員限りということで科学技術研究調査における民間競争入札実施要項というのを先生方のところにはお配りしております。何度かご説明させていただいておりますけれども、こういう形で最終的に取りまとめきて、内閣府とも相談しながら取りまとめきておまして、こういう形でよろしければ実施を進めてまいりたいと思っております。

竹内座長 それでは、どうもありがとうございました。

松島専門委員 本日をもって正式には参加することが終わりということなので、大変私にとって不案内な分野の話を興味深く聞かせていただきました。報告書を楽しみにしております。

また、事務局の方から随時、契約等に関して相談をしたいということがありますので、それはできる範囲で対応したいと思います。どうもいろいろお世話になりました。ありがとうございました。

竹内座長 どうもありがとうございました。